

大分市佐賀関大規模火災生活再建支援・復興におけるこれまでの状況

1. 火災の基本情報

(1) 日 時

① 覚 知	令和7年11月18日(火)	17時45分
② 鎮 庄		
半島部分	令和7年11月20日(木)	11時00分
葛 島	令和7年11月28日(金)	13時30分
③ 鎮 火		
半島部分	令和7年11月28日(金)	13時30分
葛 島	令和7年12月 4日(木)	14時00分

(2) 出火場所

大分市佐賀関

(3) 焼損棟数

194棟(住家 94棟、空き家 75棟、その他 25棟)

(4) 罹災世帯

約130世帯

(5) 焼損範囲

約6.38ha(約63,853m²) うち街区エリア約23,237m²※焼損床面積は約12,534m²

(6) 死傷者

死亡 1人(76歳男性)、
負傷者 1人(50代女性・頭痛悪寒・搬送済)

(7) 消防機関等の活動状況(大分市)

○現場消火活動

- 大分市消防局 活動人員 延べ 489人
- 大分市消防団 活動人員 延べ 601人

○消防局・消防団ともに警戒巡回を実施

2. 現在までの復旧、復興状況

日時	内容
令和7年 11月18日(火)	佐賀関大規模火災発生
11月19日(水)	災害救助法の適用決定
11月21日(金)	市民サポートセンターの設置
11月24日(月)	第1回住民説明会(火災の対応状況、今後の支援)
11月25日(火)	罹災証明書の申請受付開始 被災者生活再建支援法の適用決定
12月1日(月)	大分市災害ボランティアセンターの設置
12月2日(火)	第2回住民説明会(住まい、支援金、家屋の片付け)
12月3日(水)	被災者生活再建支援金の申請受付開始
12月12日(金)	大分市佐賀関大規模火災見舞金の申請受付開始
12月19日(金)	災害義援金の申請受付開始
12月21日(日)	第3回住民説明会(公費解体、まちづくり)
12月26日(金)	指定避難所の閉鎖(17時)
令和8年 1月5日(月)	公費解体の申請受付開始
1月15日(木)	公費解体の開始

3. 義援金等の受入・申請状況および罹災証明書等の発行件数

① 義援金等(1月28日(水)現在)

項目	金額
一般寄付	124,765,435円
ふるさと納税(企業版)	1,142,300,000円
ふるさと納税(個人)	124,710,336円
計	1,391,775,771円

項目	金額
義援金	460,729,134円

⇒ 義援金配分済額 93,400,000円(106世帯)

※ 義援金の2次配分は、1月30日(金)に義援金配分委員会にて決定後、2月中旬に配分予定

② 支援金・見舞金の申請状況(1月28日(水)現在)

項目	内容	件数	金額
被災者生活再建支援金 (基礎支援金)	自然災害により居住する住宅が全壊するなど 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生 活の再建を支援するために支援金を支給する	84件	70,250,000円
被災者生活再建支援金 (加算支援金)	佐賀関大規模火災により被害を受けた家屋に 居住する世帯の世帯主に見舞金を支給する	6件	8,875,000円
見舞金	佐賀関大規模火災により被害を受けた家屋に 居住する世帯の世帯主に見舞金を支給する	92件	4,600,000円

③ 罹災証明書、被災証明書の発行件数(1月27日(火)現在)

- 罹災証明書 108件(全壊:94件、準半壊:1件、一部損壊:13件)
- 被災証明書 154件

4. 現在の被災者の状況(1月28日(水)現在)

転居先	世帯数	人数
市営住宅	37世帯	59名
民間みなし仮設	16世帯	22名
自身で確保	22世帯	30名
施設・入院等	19世帯	20名
合計	94世帯	131名

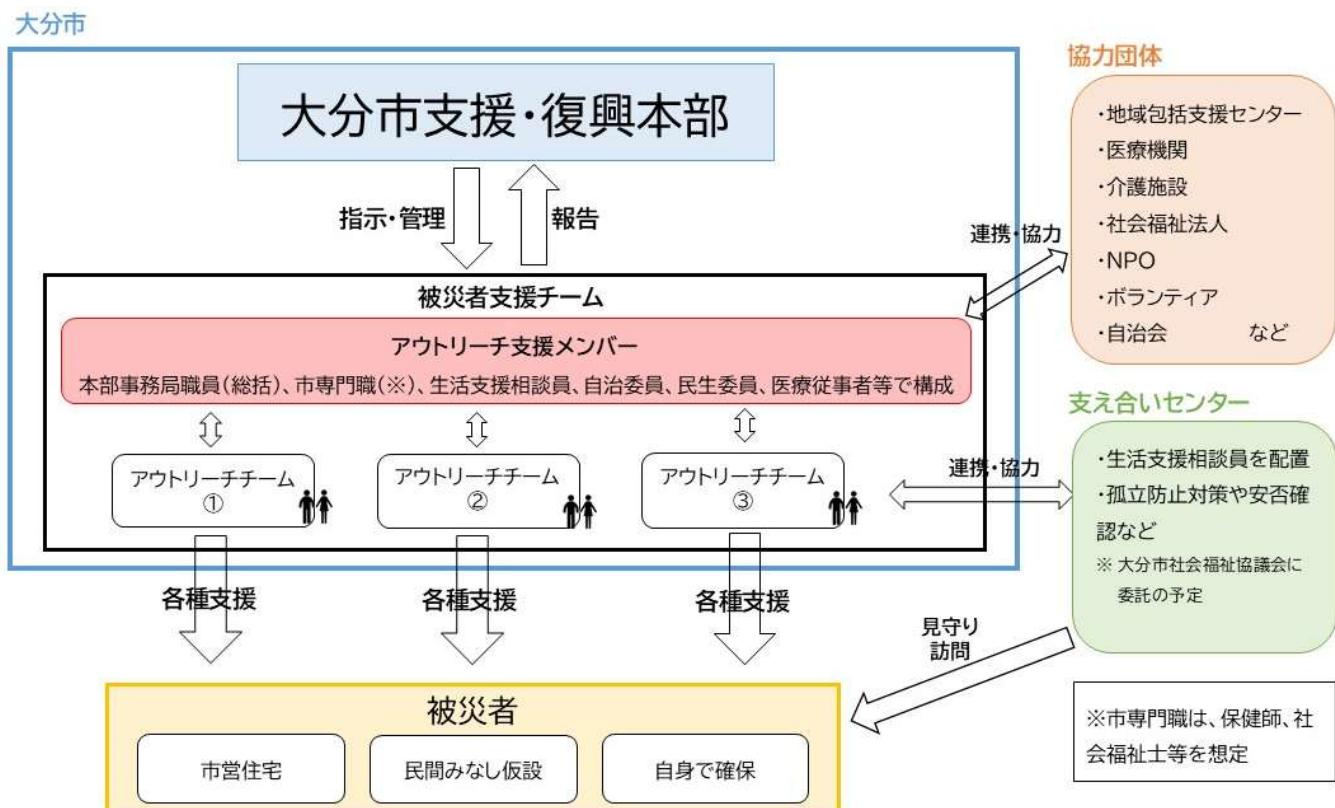
5. 公費解体の申請状況(1月27日(火)現在)

120件(申請:91件、同意:29件)

被災者支援体制の構築

被災者の生活再建・復興に向けた支援を行う「被災者支援チーム」と、見守り・相談支援を行う「支え合いセンター」を設置し、アウトリーチ等により被災者の状況を把握することで、公民連携の下、被災者の孤立防止を図るとともに、被災者が抱える多様な課題に対応することで、被災者の主体的な生活再建・復興のプロセスを支援していきます。

【体制図】



アウトリーチ支援

被災者支援チーム(アウトリーチチーム)		支え合いセンター
アウトリーチの目的	<ul style="list-style-type: none"> 市からの情報伝達 行政手続き等の支援 健康状態の把握 生活再建に向けて必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立防止 安否確認 一般的な困りごと相談
訪問頻度	2~3か月に1回(必要があれば随時)	被災者の状況に応じ、週1回~月1回程度
訪問者	市職員 ※被災者の状況に応じて随時同行者を 増員	生活支援相談員(社協職員の予定)

事業期間

令和8年2月～応急仮設住宅の供与期間中